

島根労働局発表
令和6年11月28日(木)

担当
島根労働局労働基準部賃金室
賃金室長 渡辺 淳一
賃金室長補佐 吉岡 厚
Tel 0852-31-1158

島根県特定（産業別）最低賃金の改正について

－ 5業種すべて確定 －

島根県特定（産業別）最低賃金について、次のとおり改正されますので、お知らせします。

島根労働局では、島根県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、島根地方最低賃金審議会（会長 藤本晴久）からの答申を受けて、異議申出に関する手続きや官報公示等所要の手続きを行いました。本日、すべての手続きが完了し、5業種の最低賃金は、下表のとおり順次、効力が発生します。

なお、「百貨店、総合スーパー」の最低賃金については、10月12日から島根県最低賃金が適用されています。

件名	改正後の時間額	引上額	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,092円	58円	5.61%	令和6年11月28日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,068円	58円	5.74%	令和6年12月5日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987円	58円	6.24%	令和6年12月27日
自動車・同附属品製造業	1,028円	58円	5.98%	令和6年11月30日
百貨店、総合スーパー	令和6年10月12日より島根県最低賃金が適用されます。			
自動車（新車）小売業	1,000円	40円	4.17%	令和6年12月5日

件名	時間額	引上額	引上率	効力発生日
島根県最低賃金	962円	58円	6.42%	令和6年10月12日

過去の改定状況

件名	年						
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
島根県最低賃金	764円	790円	792円	824円	857円	904円	962円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	886円	914円	922円	954円	987円	1,034円	1,092円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	867円	894円	898円	930円	963円	1,010円	1,068円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	800円	822円	825円	853円	882円	929円	987円
自動車・同附属品製造業	859円	879円	887円	919円	951円	970円	1,028円
百貨店、総合スーパー	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	905円	改定なし
自動車（新車）小売業	838円	865円	872円	904円	932円	960円	1,000円

◎最低賃金の円滑な履行確保を図るための各種支援施策の周知及び活用促進について

最低賃金の円滑な履行確保を図るために、改定額の周知と併せ、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等のほか、IT導入補助金、中小企業省力化投資補助金、賃上げ促進税制など、各種支援施策をパッケージで周知することとしています。